

# 標準倉庫寄託約款(乙)

目次

- 第1章 総則(第1条〜第6条)
- 第2章 寄託の引受及び受寄物の入庫(第7条〜第12条)
- 第3章 証券及び通帳(第13条)
- 第4章 受寄物の保管(第14条〜第20条)
- 第5章 受寄物の出庫(第21条〜第24条)
- 第6章 引取のない受寄物の処置(第25条〜第28条)
- 第7章 受寄物の損害賠償(第29条〜第33条)
- 第8章 受寄物の荷役料、手数料等(第34条〜第43条)
- 第9章 保管料、荷役料、手数料等(第44条〜第47条)
- 特約条項(第1条〜第10条)

## 倉庫寄託約款

### 第1章 総則

- 第1条 (本約款の適用) 当会社の締結する寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約については、この約款に定めるところによる。
- 第2条 (営業時間及び休業日) 当会社の営業時間は、午前 時から午後 時までとする。
- 第3条 当会社の休業日は、国民の祝日、日曜日及び営業地慣行の休日とする。
- 第4条 (前入、庫出その他の作業) 前入、庫出その他の作業は、臨時に変更することができる。
- 第5条 貨物の入庫及び庫出その他の作業は、すべて当会社が行なう。
- 第6条 (書面による意思表示) 当会社が当社に対して通知、指図その他意思表示を行なうときは、書面によることを要求することができる。
- 第7条 (通知、催告) 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当社に通知しなければならない。
- 第8条 当会社の寄託者に対する通知又は催告は、当該寄託者を知ることができないときは又はその所在を知ることができないときは、民法第97条の2に定める方法により行なうことができる。
- 第9条 (業務上受領する金銭の利息) 当会社は、業務上受取つた金銭に対しては、利息を付けない。

### 第2章 寄託の引受及び受寄物の入庫

- 第7条 (寄託引受の制限) 当会社は、次の場合には、寄託の引受をしないことができる。
- (1) 当該寄託の申込がこの約款によらないとき。
- (2) 当該寄託が危険貨物、変質又は損傷しやすい貨物、荷造の不完全な貨物その他保管に適さない貨物と認められるとき。
- (3) 当該貨物の保管に特別な設備がないとき。
- (4) 当該貨物の保管が法令の規定又は公序良俗に違反するとき。
- (5) その他やむを得ない事由があるとき。
- 第8条 (寄託申込書) 寄託者は、貨物の寄託に際し、当該貨物に関して次の事項を記載した寄託申込書を提出しなければならない。
- (1) 貨物の種類、品質、数量及び荷造の種類、個数並びに記号
- (2) 寄託者の住所及び氏名又は名称
- (3) 保管場所及び保管期間を定めたときは、その旨
- (4) 貨物の寄託申込書に定められたときは、その旨
- (5) 貨物の保管又は荷役上特別の注意を要するときは、その旨
- (6) その他必要な事項
- 第9条 当会社が寄託申込前に貨物の送致を受けた場合において、当該貨物の寄託を引き受けたときは、寄託者は、当会社が送致を受けた日の日付より寄託申込書を提出しなければならない。この場合において、寄託契約は、送致の日から効力を生じたものとみなす。
- 第10条 寄託者は、寄託申込書を提出しないため、寄託申込書に記載すべき事項を記載しないため又は寄託申込書に記載した事項が事実と相違するたためし生じた損害については、責任を負わない。
- 第11条 受寄物の価額が明示されないとき又は寄託の申込に際して明示された受寄物の価額を当会社が認められる額をその価額と定め、当会社は、貨物の引渡を受けた後遅滞なく相当と認められる額をその価額と定め、寄託者に対してその旨を通知する。
- 第12条 当会社が寄託の申込を承諾したときは、寄託申込者は、約定の日時に約定の場所で貨物を引き渡さなければならない。
- 第13条 当会社は、貨物の引渡を受けたときは、寄託者の請求により、貨物受取書又は入庫通知書を交付する。
- 第14条 (寄託引渡の取消及び寄託契約の解除) 寄託者は、寄託の申込を承諾し又は寄託の申込を受けた後、次の事由があるときは、承諾を取り消し又は契約を解除することができる。
- (1) 前条各号の一に該当することが明らかになったとき。
- (2) 前条第1項による貨物の引渡がなされなかったとき。
- (3) 当該貨物の価額がその保管料その他の費用に満たなくなったとき。
- (4) 寄託者が正当な事由がなく受寄物の受寄物の検査を拒絶したとき。
- (5) 寄託者が当会社に引渡した後、当会社が前項により契約を解除したときは、寄託者は、遅滞なく保管料、荷役料、立替金その他の費用を支払い、当会社が第1項より承諾の取消又は契約の解除をしたことによる損害については、責任を負わない。
- (6) 当会社は、第2項の期間の経過した後は、貨物について生じた損害について責任を負わない。
- 第15条 (受寄物の検査) 当会社は、入庫に当り又は受寄の後に、寄託者の承諾を得て、寄託者の費用において受寄物の全部又は一部についてその内容を検査することができる。ただし、承諾を求めないときは、この限りでない。
- 第16条 (受寄物の検査) 当会社は、入庫に当り又は受寄の後に、寄託者の承諾を得て、寄託者の費用において受寄物の全部又は一部についてその内容を検査することができる。ただし、承諾を求めないときは、この限りでない。

### 第3章 証券及び通帳

- 第13条 (証券又は通帳の交付) 当会社は、受寄物に対して、寄託者の請求があつたときは、貨物保管証券(以下「証券」という。)(又は保管貨物通帳(以下「通帳」という。))を交付することができる。
- 第14条 前項の証券及び通帳は、譲渡したり又は担保に供することができる。

### 第4章 受寄物の保管

- 第14条 (保管方法) 当会社は、受寄物を入庫当分の荷姿のまま当会社が定めた方法により保管する。
- 第15条 当会社は、寄託者の承諾を得ずに、受寄物の入庫当分の保管箇所又は保管設備の変更、受寄物の積換、他の貨物との混蔵その他保管方法の変更をすることができる。ただし、特約がある場合は、この限りでない。
- 第16条 (再寄託) 当会社は、やむを得ない事由があるときは、寄託者の承諾を得ないで、当会社の費用で他の倉庫業者に受寄物を再寄託することができる。
- 第17条 (混合保管) 当会社は、関係寄託者の承諾を得て、一つの倉庫又は同一の保管場所若しくは保管地における多数の倉庫において、種類及び品質の同一な受寄物を混合保管することができる。
- 第18条 当会社は、一人の寄託者に対し、他の寄託者の同意なくして、混合保管した受寄物の中から当該寄託者の寄託に係るものと同一数量のものを返還することができる。
- 第19条 (前項の規定は、寄託者の一人が自己の寄託に係る数量の受寄物を特定保管に転換するときに準用する。)(保管期間) 当会社は、受寄物の保管期間は、3カ月とし、受寄物を入庫した日から起算する。
- 第20条 前項の保管期間は、当会社の承認を得て更新することができる。この場合において、寄託者は、保管期間満了の日までの保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金を支払わなければならない。
- 第21条 前項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。
- 第22条 (寄託価額の変更) 寄託者は、寄託物の価格に著しい変動があつたときは、遅滞なく寄託価額の変更を申し出なければならない。この場合、証券又は通帳の発行された寄託物については、同時にこれを提出するものとする。
- 第23条 当会社は、受寄物の寄託価額が不当と認められるに至つたときは、寄託者と協議のうえ、相当と認められる価額に変更することができる。

### 第5章 受寄物の出庫

- 第19条 (保管不適貨物の処置) 当会社は、受寄物が次の事由に該当するときは、寄託者に対して、相違の期間を定めて適宜の処置をするように催告することができる。この場合、寄託者は、遅滞なく処置をしなければならない。
- (1) 受寄物が保管に適しなくなったと認められるとき。
- (2) 受寄物が倉庫又は他の受寄物に損傷を与えるおそれがあるとき。
- (3) その他やむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなったとき。
- 第20条 寄託者が当会社の定めた期間内に、前項の催告に応じるとき又は催告を受けることができないときは、当会社は、受寄物の破棄その他の適宜の処置をすることができる。
- 第21条 (出庫の拒絶) 寄託者は、前項の規定と異なる特約をすることができる。
- 第22条 (出庫の手続) 証券により寄託物を出庫しようとする者は、証券に指定された事項を記入して、記名押印のうえ、当会社に提出しなければならない。
- 第23条 証券の発行された寄託物を出庫しようとする者は、貨物受取証を当会社に提出しなければならない。寄託物を出庫しようとする者は、貨物受取証を提出し、あわせて通帳も提出するものとする。
- 第24条 当会社は、寄託者が寄託物を第三者に対して債権の担保に供したときは、出庫の請求に際し、その第三者と前二項の規定と異なる特約をすることができる。
- 第25条 (出庫の拒絶) 寄託者は、前二項の規定と異なる特約をすることができる。
- 第26条 寄託者が必要と認めるときは、受寄物の一部の出庫を拒絶することができる。
- 第27条 (出庫の手続) 寄託物につき出庫の手続を流す場合は、遅滞なくその貨物を引き取らなければならない。
- 第28条 当会社の出庫指図書、出庫伝票、出庫依頼書その他の出庫に関する書類は、譲渡したり又は担保に供することができる。
- 第29条 (引取の請求) 寄託者は、保管期間満了の後に、寄託者に対し、受寄物の引取を請求することができる。
- 第30条 前項の請求は、一定の日までに引取がなされないときは引取を拒絶したものとみなす旨を付記してすることができる。
- 第31条 (供託) 寄託者が寄託物を受け取ることを拒み若しくは受け取ることができないときは又は当会社の過失なくして寄託物を通知することができないときは、当会社は、その受寄物を供託することができる。
- 第32条 前項の規定により受寄物を供託したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を通知できないときは、この限りでない。
- 第33条 (視覚) 当会社は、前条第1項の場合において、寄託者に対して期限を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされないときは、その受寄物を民事執行法に定める手続により競売することができる。
- 第34条 前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を通知できないときは、この限りでない。
- 第35条 (任意売却) 寄託者は、第26条第1項の場合において、その期限内に引取を定めず、かつ、次の事由が発生したときは、競売に代えて寄託者の危険及び費用で任意に受寄物を売却することができる。この場合においては、当会社は、知れたる寄託者に対して、あらかじめその旨及び売却の期日を予告する。
- (1) 受寄物の価格が保管料その他の費用及び競売費用を加えた額に満たないとき。
- (2) 当会社が引取するおそれがあるとき。
- (3) 当会社の費用、立替金、延滞金及び任意売却のために要した費用を控除した後、その残額を寄託者に支払う。

### 第6章 引取のない受寄物の処置

- 第29条 (引取の請求) 寄託者は、保管期間満了の後に、寄託者に対し、受寄物の引取を請求することができる。
- 第30条 前項の請求は、一定の日までに引取がなされないときは引取を拒絶したものとみなす旨を付記してすることができる。
- 第31条 (供託) 寄託者が寄託物を受け取ることを拒み若しくは受け取ることができないときは又は当会社の過失なくして寄託物を通知することができないときは、当会社は、その受寄物を供託することができる。
- 第32条 前項の規定により受寄物を供託したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を通知できないときは、この限りでない。
- 第33条 (視覚) 当会社は、前条第1項の場合において、寄託者に対して期限を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされないときは、その受寄物を民事執行法に定める手続により競売することができる。
- 第34条 前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を通知できないときは、この限りでない。
- 第35条 (任意売却) 寄託者は、第26条第1項の場合において、その期限内に引取を定めず、かつ、次の事由が発生したときは、競売に代えて寄託者の危険及び費用で任意に受寄物を売却することができる。この場合においては、当会社は、知れたる寄託者に対して、あらかじめその旨及び売却の期日を予告する。
- (1) 受寄物の価格が保管料その他の費用及び競売費用を加えた額に満たないとき。
- (2) 当会社が引取するおそれがあるとき。
- (3) 当会社の費用、立替金、延滞金及び任意売却のために要した費用を控除した後、その残額を寄託者に支払う。

### 第7章 受寄物の損害賠償

- 第29条 (火災保険の付保) 当会社は、反対の意思表示がない限り、寄託者のために受寄物を当会社が適当とする保険者の火災保険に付ける。ただし、他の倉庫業者に再寄託した受寄物については、その再寄託を受けた倉庫業者がその適当とする保険者の火災保険に付けるものとする。
- 第30条 受寄物の火災保険に関する事項は、すべて当会社(再寄託をした受寄物については、その再寄託を受けた倉庫業者をいう。以下第31条まで同じ。)と保険者との特約による。
- 第31条 当会社は、寄託者に告知しないで、保険者を変更することができる。
- 第32条 (火災保険金額及び再寄託) 火災保険金額及び再寄託については、締結する火災保険契約の保険金額は、受寄物の寄託価額とする。
- 第33条 (損害を減らす) 寄託者は、前条第1項より受寄物について締結する火災保険契約の保険金額を減らす。
- 第34条 (損害を減らす) 寄託者は、前条第1項より受寄物について締結する火災保険契約の保険金額を減らす。
- 第35条 (告知義務違反等による損害の負担) 寄託者が火災保険契約の効力に関して影響を及ぼすような事項を告知せず若しくは不実の告知をしたことよつて生じた損害は、寄託者の負担とする。

### 第8章 受寄物の損害賠償

- 第36条 (責任の始期及び終期) 当会社の受寄物に関する責任は、寄託者から受寄物の引渡を受けたときに始まり、受寄物を引き渡したときに終る。
- 第37条 当会社は、受寄物を引き渡した後は、当該貨物が当会社の構内に残存する場合であっても、その保管の責任を負わない。
- 第38条 (賠償事由及び半証責任) 寄託者に対して当会社が賠償の責任を負う損害は、当会社又はその使用人の故意又は重大な過失によつて生じた場合に限る。
- 第39条 前項の場合又は重大な過失によつて生じた損害を請求しようとする者は、その損害が当会社又はその使用人の故意又は重大な過失によつて生じたものであることを証明しなければならない。
- 第40条 (再寄託物の責任) 当会社は、第15条により他の倉庫業者に受寄物を再寄託したときにおいても、この約款によつて、その受寄物に関する責任を負う。
- 第41条 (免責事項) 次の損害については、当会社は、その責任を負わない。
- (1) 地震、津浪、高潮、大水、暴風雨、気候の変遷、爆発、戦争、事変、暴動、強盗、労働争議、虫害、虫害、貨物の性質若しくは欠陥、事故、不完全、激突、防衛その他抗拒又は回避することのできない災厄、事故、命令、処置又は保全行為によつて直接の間接とを問わず生じた損害
- (2) 第31条の規定により決定された損害を再補償し得る火災による損害及び寄託者の申出によつて火災保険に付けた受寄物の火災による損害
- (3) 寄託者に対して行つた引取の請求に定めた期限後において当該受寄物について生じた損害
- 第42条 (損害額の算定) 受寄物の滅失又は損傷による損害に対する当会社の賠償金額は、損害発生当時の時価、発生時期が不明なときは、発見当時の時価により損害額の程度に応じて算定する。ただし、時価が受寄物の火災保険金額又は寄託価額をこえる場合は、その保険金額又は寄託価額により損害の程度に応じて算定する。

### 第9章 保管料、荷役料、手数料等

- 第43条 (料金の支払) 寄託者は、当会社が運輸大臣に届け出た倉庫保管料及び倉庫荷役料並びにその他の費用を当会社の定めた日までに支払わなければならない。
- 第44条 寄託者は、証券若しくは通帳の発行、分割又は書換を請求するときは、当会社が運輸大臣に届け出した手数料を支払わなければならない。
- 第45条 (延滞金) 寄託者が前条第2項より引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。
- 第46条 (引取遅延による損害) 寄託者が前条第2項より引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。
- 第47条 (違約金) 当会社が寄託の申込を承諾した後、寄託申込者が約定の日以前に貨物を引き渡さなかったときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡があつた日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。
- 第48条 (料金の支払) 寄託者は、前条第2項より引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。
- 第49条 (引取遅延による損害) 寄託者が前条第2項より引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。
- 第50条 (違約金) 当会社が寄託の申込を承諾した後、寄託申込者が約定の日以前に貨物を引き渡さなかったときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡があつた日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。
- 第51条 (料金の支払) 寄託者は、前条第2項より引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。
- 第52条 (引取遅延による損害) 寄託者が前条第2項より引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。
- 第53条 (違約金) 当会社が寄託の申込を承諾した後、寄託申込者が約定の日以前に貨物を引き渡さなかったときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡があつた日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。
- 第54条 (料金の支払) 寄託者は、前条第2項より引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。
- 第55条 (引取遅延による損害) 寄託者が前条第2項より引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。
- 第56条 (違約金) 当会社が寄託の申込を承諾した後、寄託申込者が約定の日以前に貨物を引き渡さなかったときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡があつた日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。
- 第57条 (料金の支払) 寄託者は、前条第2項より引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。
- 第58条 (引取遅延による損害) 寄託者が前条第2項より引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。
- 第59条 (違約金) 当会社が寄託の申込を承諾した後、寄託申込者が約定の日以前に貨物を引き渡さなかったときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡があつた日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。
- 第60条 (料金の支払) 寄託者は、前条第2項より引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。
- 第61条 (引取遅延による損害) 寄託者が前条第2項より引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。
- 第62条 (違約金) 当会社が寄託の申込を承諾した後、寄託申込者が約定の日以前に貨物を引き渡さなかったときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡があつた日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。
- 第63条 (料金の支払) 寄託者は、前条第2項より引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。
- 第64条 (引取遅延による損害) 寄託者が前条第2項より引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。
- 第65条 (違約金) 当会社が寄託の申込を承諾した後、寄託申込者が約定の日以前に貨物を引き渡さなかったときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡があつた日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。
- 第66条 (料金の支払) 寄託者は、前条第2項より引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。
- 第67条 (引取遅延による損害) 寄託者が前条第2項より引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。
- 第68条 (違約金) 当会社が寄託の申込を承諾した後、寄託申込者が約定の日以前に貨物を引き渡さなかったときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡があつた日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。
- 第69条 (料金の支払) 寄託者は、前条第2項より引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。
- 第70条 (引取遅延による損害) 寄託者が前条第2項より引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。
- 第71条 (違約金) 当会社が寄託の申込を承諾した後、寄託申込者が約定の日以前に貨物を引き渡さなかったときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡があつた日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。
- 第72条 (料金の支払) 寄託者は、前条第2項より引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。
- 第73条 (引取遅延による損害) 寄託者が前条第2項より引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。
- 第74条 (違約金) 当会社が寄託の申込を承諾した後、寄託申込者が約定の日以前に貨物を引き渡さなかったときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡があつた日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。
- 第75条 (料金の支払) 寄託者は、前条第2項より引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。
- 第76条 (引取遅延による損害) 寄託者が前条第2項より引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。
- 第77条 (違約金) 当会社が寄託の申込を承諾した後、寄託申込者が約定の日以前に貨物を引き渡さなかったときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡があつた日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。
- 第78条 (料金の支払) 寄託者は、前条第2項より引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。
- 第79条 (引取遅延による損害) 寄託者が前条第2項より引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。
- 第80条 (違約金) 当会社が寄託の申込を承諾した後、寄託申込者が約定の日以前に貨物を引き渡さなかったときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡があつた日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。
- 第81条 (料金の支払) 寄託者は、前条第2項より引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。
- 第82条 (引取遅延による損害) 寄託者が前条第2項より引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。
- 第83条 (違約金) 当会社が寄託の申込を承諾した後、寄託申込者が約定の日以前に貨物を引き渡さなかったときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡があつた日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。
- 第84条 (料金の支払) 寄託者は、前条第2項より引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。
- 第85条 (引取遅延による損害) 寄託者が前条第2項より引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。
- 第86条 (違約金) 当会社が寄託の申込を承諾した後、寄託申込者が約定の日以前に貨物を引き渡さなかったときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡があつた日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。
- 第87条 (料金の支払) 寄託者は、前条第2項より引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。
- 第88条 (引取遅延による損害) 寄託者が前条第2項より引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。
- 第89条 (違約金) 当会社が寄託の申込を承諾した後、寄託申込者が約定の日以前に貨物を引き渡さなかったときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡があつた日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。
- 第90条 (料金の支払) 寄託者は、前条第2項より引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。
- 第91条 (引取遅延による損害) 寄託者が前条第2項より引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。
- 第92条 (違約金) 当会社が寄託の申込を承諾した後、寄託申込者が約定の日以前に貨物を引き渡さなかったときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡があつた日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。
- 第93条 (料金の支払) 寄託者は、前条第2項より引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。
- 第94条 (引取遅延による損害) 寄託者が前条第2項より引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。
- 第95条 (違約金) 当会社が寄託の申込を承諾した後、寄託申込者が約定の日以前に貨物を引き渡さなかったときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡があつた日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。
- 第96条 (料金の支払) 寄託者は、前条第2項より引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。
- 第97条 (引取遅延による損害) 寄託者が前条第2項より引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。
- 第98条 (違約金) 当会社が寄託の申込を承諾した後、寄託申込者が約定の日以前に貨物を引き渡さなかったときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡があつた日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。
- 第99条 (料金の支払) 寄託者は、前条第2項より引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。
- 第100条 (引取遅延による損害) 寄託者が前条第2項より引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。

### 特約条項

- 第1条 (寄託に関する提出書類) 寄託者は、外国貨物の寄託申込書には、所要の記載事項のほかに、積載船舶の名称及びその国籍並びに入庫の際における貨物の検査の要否を記載しなければならない。
- 第2条 (入庫、見本の抽出、内容の点検、出庫等) 寄託者は、次の各号にかかげる場合には、税関長の承認書又は許可書を当会社に提出しなければならない。
- (1) 保税倉庫に入庫するとき。
- (2) 保税倉庫に外国貨物を入庫するとき。
- (3) 必要ない行為をするとき。
- (4) 外国貨物を保税倉庫から出庫するとき。
- (5) 日曜日、休日又はこれらの日以外の日の税関執務時間外において外国貨物の取扱を要するとき。
- 第3条 前項の規定は、輸入の許可を受けた貨物又は輸出しようとする貨物について準用する。
- 第4条 前二項において、受寄物の入庫、出庫その他の取扱について必要な手続は、寄託者において行なうものとする。
- 第5条 (保管期間) 当会社は、寄託を受けた外国貨物の保管期間が法定置置期間をこえる寄託者の請求に対しては、これを拒絶することができる。
- 第6条 (輸入手続完了後の受寄物) 寄託者は、外国貨物の輸入手続を完了したときは、遅滞なく寄託物を引き取らなければならない。
- 第7条 当会社は、前項により引取がなされないときは、寄託者の費用で受寄物を保税を目的としない倉庫に倉移しをすることができる。
- 第8条 当会社は、第1項より引取がなされないときは、寄託者に通知して受寄物の寄託価額を変更することができる。
- 第9条 (受寄物の料金) 寄託者は、寄託物が取寄せられたときは、当該寄託物に関する保管料、荷役料、立替金、延滞金、その他の費用を遅滞なく当会社に支払わなければならない。
- 第10条 (取寄貨物の公売等) 取寄せられた受寄物が公売又は任意売却に付された場合においては、その代金が法定費用に充てられた後残金のあるときは、当会社は、その残金から、保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金の支払を受け、なお不足があるときは、寄託者に請求する。
- 第11条 (取寄解除の手続) 寄託者は、取寄貨物の解除を申請しようとするときは、あらかじめ当会社の承諾を受けなければならない。
- 第12条 (関税の提供) 寄託者が亡失し、又は滅却されても関税の納付を要するときは、寄託者は、遅滞なく当該寄託物に対する関税に相当する金額を当会社に提供しなければならない。ただし、当会社の責に帰すべき事由により受寄物が亡失し又は滅却されたときは、提供を受けた金額を返還する。
- 第13条 (延滞金) 寄託者が前条に規定する提供を怠つた場合において、当会社が寄託者の負担すべき関税を納付したときは、納付の日から日歩4銭の利息を請求する。
- 第14条 (免責事項) 当会社は、次の損害については、責任を負わない。
- (1) 税関が行なう検査、取寄その他の措置により受寄物に生じた損害
- (2) 税関の取寄後、公売その他諸手続により寄託者の受けることのある損害